

一般社団法人栃木県言語聴覚士会
会員及び会費に関する規則

(目的) 第1条 この規程は定款第5条及び第7条に基づき、一般社団法人栃木県言語聴覚士会（以下「当法人」という。）の会員の入会金及び会費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員の種類) 第2条 当法人の会員は定款第5条に定めるとおり、正会員、賛助会員、名誉会員の3種とする。

(入会金及び年会費) 第3条

正会員は当会に入会するときに入会金 1000 円、並びに年会費を納入しなければならない。

2 年会費は会員種別に応じて下記各号の通りとする。

- (1) 正会員 5000 円
- (2) 賛助会員 1 口 10,000 円 とし、1 口以上
- (3) 名誉会員 なし

3 定款第条7に定める、事情により会費が納入できない場合とは下記各号とする。

- (1) 休会する場合（休会規則参照）
- (2) 地震、台風等の災害に勤務先、自宅などが被災し、就業が困難なとき等

4 会費の免除の申し出は会費免除申出書（災害等の場合は罹災証明書もしくはそれに準じる証明書のコピー、写真など被災状況を証明できる書類を提出）・休会申請書を添え、申し出なければならない。

5 会費の免除期間は原則最大2年間とする。ただし、災害等の状況によっては理事会の判断で期間の延長ができる。

(改廃) 第4条 この規程の改廃は理事会で行い、社員総会で決議を行う。

附則

- 1 この規則は2017年6月7日から施行する。
- 2 この規則は2020年5月29日から一部改正して施行する。